

## 小平都市計画道路事業認可取消控訴事件の概要

2019年5月28日

### 1 当事者

原告(控訴人) 住民25名+参加人5名 (但、提訴後3名死亡)

道路建設予定地に関する権利者15名及び近隣住民10名計25名+参加人5名  
被告(被控訴人) 国(処分庁 国土交通省関東地方整備局長 森北佳昭)、参加人・都

### 2 求める裁判—請求の趣旨(控訴の趣旨)

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 関東地方整備局長が平成25年7月12日付けで施行者東京都に対してした小平都市計画道路事業3・2・8号府中所沢線の認可を取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。

### 3 事業の概要

1963年(昭和38年)に幅員28メートルの道路として都市計画決定  
2010年に36メートルに拡幅、1.4kmに200億円以上の巨費を投入予定  
第一種低層住居専用地域の住宅街に建設～約220世帯が立ち退きを迫られる

### 4 争点～権利侵害・公害道路は違法、行政裁量も逸脱

#### ① 必要性・公共性の偽装

デタラメな交通量予測～人口・交通量が減少するのに現状の2倍もの交通量予測  
府中街道の拡幅・改善で対応可能、東村山部分は2車線

#### ② 道路公害を激化させる公共事業

大気汚染—喘息患者増加、PM2.5、複合汚染、小学校・幼稚園等の検討怠る  
騒音激化—既存の基準オーバー、睡眠妨害、高所、最高裁判決の限度超える騒音

#### ③ 玉川上水、雑木林など自然環境、文化遺産、自然環境の破壊

都が玉川上水を歴史環境保全地域に指定、2003年国の史跡に

#### ④ 立ち退きによる深刻な生活破壊、住環境等の破壊、地域分断

#### ⑤ 手続の強行で無視され続ける住民の声

戦時特例による計画決定—大臣の決裁、内閣の認可なくして決定  
路線変更を求める陳情を小平市議会で、都議会で請願採択  
→議会無視し、代替案の検討を怠る  
住民らに対する説明責任を果たさず、合意の努力も怠る行政

### 5 裁判の経緯

提訴 2014年1月29日 東京地裁民事3部 平成26年(行ウ)第35号事件

⇒地裁判決 2017年5月26日 原告適格を広く認めるも、請求棄却の不当判決

控訴 2017年6月6日 東京高裁民事10部 平成29年(行コ)第201号事件

⇒控訴人本人2名に対する尋問(東京都担当者らの証人申請は排斥)

弁論終結 2019年4月25日